自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書(平成21年度) [第2分冊]

事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル

平成22年7月1日

国土交通省自動車交通局

自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会

•

平成21年度「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」委員名簿(順不同・敬称略)

- 座 長 堀野 定雄 神奈川大学 工学部准教授
- 委員 相川 春雄 社団法人日本バス協会 安全輸送委員会委員
 - 〃 竹津 久雄 社団法人全日本トラック協会 交通対策委員会委員
 - 〃 榎元 紀二郎 社団法人全国乗用自動車連合会 交通安全委員会委員
 - 小野 古志郎 財団法人日本自動車研究所 技監・研究主幹
 兼 財団法人交通事故総合分析センター 主任研究員
 - 〃 村田 喜之 損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター 損害調査部長
 - 〃 酒井 一博 財団法人労働科学研究所 常務理事・所長・研究主幹
 - "清水勝一独立行政法人自動車事故対策機構理事(事故防止担当)
 - " 下光 輝一 東京医科大学 主任教授(医学博士)
 - 〃 関 政治 全日本交通運輸産業労働組合協議会 事務局長
 - 〃 園 高明 財団法人日弁連交通事故相談センター 常務理事
- 〃 佐々木 均 社団法人日本自動車整備振興会連合会 指導部長
- 〃 山口 秀二 社団法人日本自動車工業会安全・環境技術委員会安全部会 副部会長
- オブザーバー 冨田 征弘 社団法人日本バス協会 技術部長
 - パ 井出 廣久 社団法人全日本トラック協会 交通・環境部長
 - // 小菅 孝嗣 社団法人全国乗用自動車連合会 常務理事 (岸下 清)
 - 〃 杉浦 秀明 社団法人日本自動車工業会大型車部 会長
 - 〃 知久 和弘 財団法人交通事故総合分析センター研究部 研究第三課長

行 政:警察庁交通局交通企画課

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

国土交通省大臣官房運輸安全監理官室

道路局地方道・環境課

自動車交通局安全政策課、旅客課、貨物課、保障課、技術企画課、整備課

平成21年度「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」 「健康管理マニュアル策定ワーキンググループ」委員名簿 (順不同・敬称略)

(要因分析検討会委員)

- 酒井 一博 財団法人労働科学研究所 常務理事・所長・研究主幹
- 下光 輝一 東京医科大学 公衆衛生学講座 主任教授

(特別委員)

- 小田切優子 東京医科大学 公衆衛生学講座 講師
- 笠原 悦夫 東日本旅客鉄道株式会社J R東日本健康推進センター 医学適性科部長
- 木崎 治俊 株式会社はとバス 健康管理センター 所長
- 堀江 正知 産業医科大学 産業生態科学研究所 副所長 産業保健管理学研究室 教授

はじめに

自動車運送事業は、利用者の生命、財産を預かるとともに、多くの場合大型 車を利用するため一旦事故が起こると大惨事になるおそれがあり、その安全確 保は極めて需要である。

しかし、一方、その運転者は、運行計画、荷主の要請等に合わせて、泊まり 勤務、早朝勤務、長時間勤務等により、不規則な生活、勤務形態となりやすい 傾向にある。

このため、運転者が自分自身の健康管理に十分に注意するのみならず、自動 車運送事業者が運転者の健康状態を十分に把握した上で、その健康管理を適切 に行う必要がある。

これを踏まえ、今般、事業者、運行管理者及び運転者が、運転者の健康状態 を良好に保持し、事業用自動車の安全を確保するために実施すべき具体的な内 容を、以下の三点に留意しつつ、「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニ ュアル」としてまとめたものである。

・健康診断等に基づき、どのように運転者の健康管理を実施すべきか。

・乗務前の点呼において、どのように運転者の健康状態を確認し、乗務の可 否を判断するか。

・乗務中に運転者の健康状態に問題が生じた場合に、どのように対処するか。

本マニュアルが多くの自動車運送事業者において有効に活用され、適正な運 行管理と相まって、運転者の健康管理が十分に行われ、健康起因事故の減少に 少しでも寄与することを願うものである。

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル

平成22年7月1日

国土交通省自動車交通局

自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会

<目 次>

健康起因事故のメカニズム	
1. 運転者の健康状態の把握 【手順1 健康診断及び医師からの意見聴取等】	3
 (1) 一次健康診断及び医師からの意見聴取(義務)	3
 (2) 二次健康診断及び医師からの意見聴取(推奨)	
(3) SAS (健康診断では分からない重要な症状の例)の検査等(推奨)	
(4)疾病等の場合の医師からの意見聴取(推奨)	
【手順2 医師からの意見等を踏まえた対応】	
(1)就業上の措置の決定	10
(2) 運転者の健康管理	10
(3) 運転者の健康状態の継続的な把握	11
2. 乗務前の判断・対処 【手順3】	12
(1) 乗務前点呼における乗務判断	12
(2)点呼の結果、運転者が乗務できない場合の対処	14
3. 乗務中の注意・対処 【手順4】	16
4. 健康管理ノート作成のすすめ	17
5.よくある質問とそれに対する回答	18
【参考資料】	

<健康起因事故のメカニズム>

自動車運送事業における健康起因事故は、下図のとおり、運転者の疾病により運転に影響する症状が現れ、その結果として運転行動に支障を及ぼすことにより発生する。

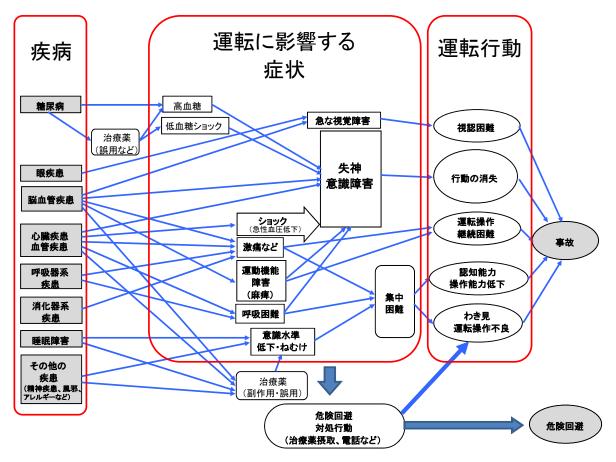


図1 健康起因事故のメカニズム (疾病と症状の主な因果関係のみ図示)

く健康管理の手順>

事業用自動車の運転者の健康管理は、以下の4つの手順により実施する。

1. 運転者の健康状態の把握

【手順1 健康診断及び医師からの意見聴取等】

健康診断の結果等に基づき、医師から運転者の乗務に係る意見聴取等を行う。 【手順 2 医師からの意見を踏まえた対応】

手順 1 の医師からの意見を踏まえ、就業上の措置を決定するとともに、運転 者の健康管理を実施する。

また、運転者の健康状態を継続的に把握し、その結果に応じて就業上の措置を 見直す。

2. 点呼時の判断・対処

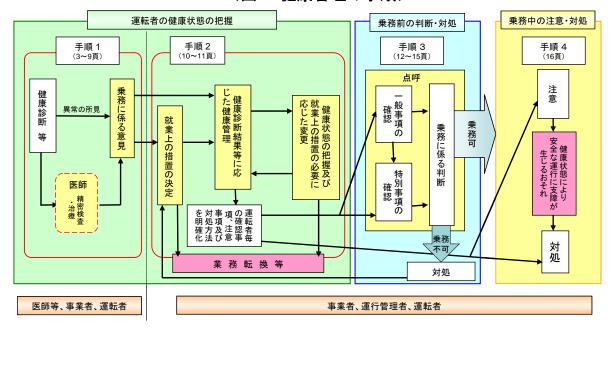
【手順 3】

点呼時に運転者の健康状態を確認し、乗務に係る判断を行う。

3. 乗務中に問題が発生した場合の注意・対処

【手順 4】

運転中に健康状態が悪化し、安全な運行に支障を及ぼすおそれがある状況になった場合の対処方法をあらかじめ周知する。



<図2 健康管理の手順>

1. 運転者の健康状態の把握

【手順1 健康診断及び医師からの意見聴取等】

- (1) 一次健康診断及び医師からの意見聴取(義務)
 - ① 一次健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法に基づき運転者に対して雇入れ時及び定期の健 康診断(一次健康診断)を実施することが義務づけられている。(注1)

(注1) 一次健康診断の実施義務及び受診義務(労働安全衛生法第66条)

事業者が労働者に対して健康診断を行うのみならず、労働者についても、事業者が行う健康診断を受けなければならないこととされている。

ただし、事業者の指定した医師が行う健康診断を受けることを、運転者が希望しない場合、他の医師の行う労働安全衛生法で定められた 項目による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出 した時は、事業者が行う健康診断を受けなくてよい。

なお、深夜業に従事する者に対しては、6ヶ月以内毎に1回以上定 められた健康診断を行わなければならないことに注意が必要である。

【パート労働者等の健康診断の対象範囲】

1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上等の条件にあてはまるパート労働者等については、事業者は 健康診断を実施する必要がある。

また、1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者 の2分の1以上等の条件にあてはまるパート労働者等に対しては、事 業者は健康診断を実施することが望ましいとされている。

② 「異常の所見」がある場合の医師からの意見聴取

事業者は、運転者が健康診断を受けた結果を把握するとともに、その結果 に異常の所見(注2)が見られた場合は、医師(注3)から運転者の乗務に 係る意見(乗務の可否、乗務させる場合の配慮事項等)を聴取し、また、聴取 した健康診断の個人票(注4)の「医師の意見」欄に記入を求める必要があ る。(注5)

この場合、異常の所見の内容を明確化するために必要とされる精密検査等 を運転者に受けさせることが望ましい。

(注2)健康管理における「異常の所見」

健康診断結果は、主に以下の診断区分によって示される。

診断の区分

区分	診断			
1区分	異常なし			
2区分	異常有り	医療上の措置不要		
3区分	共吊有り (有所見)	要観察		
4区分	(有別兄)	要医療		

(注3) 医師

この場合の医師は、産業医又は提携医療機関の医師等、事業者と連携関係にあることが望ましい。

このため、健康診断を行う医師が産業医、提携医療機関の医師でないときは、事業者は、運転者の健康管理の重要性をあらかじめ医師に伝え、健康診断において意見聴取等ができるような関係を構築しておくことが必要である。この場合、事業者が医師との面会の機会を設けること等も、両者の良好な関係を構築するうえで重要である。

適当な医師が見つからない場合は、地域産業保健センター事業を活 用することが推奨される。

【地域産業保健センター事業】

地域産業保健センター事業とは、産業医の選任義務のない事業場 (労働者数 50 人未満の事業場)の事業者や労働者を対象として、健 康相談等の保健サービスを無料で提供している事業である。

地域産業保健センター事業は全国に 347 箇所あり(平成 22 年 3 月 現在)、地域ごとに、下記の業務を無料で提供している。

- 健康相談窓口の開設
- 個別訪問による産業保健指導の実施
- 産業保健情報の提供

地域産業保健センター事業については、厚生労働省の都道府県労働 局に問合せるか、営業所が所在する地域の地域産業保健センターのホ ームページが開設されている場合はそれを参照されたい。 参照:厚生労働省のホームページにおける説明

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080123-2.html

(注4)健康診断の個人票(労働安全衛生規則第51条)

事業者は、健康診断の結果に基づき、健康診断個人票(労働安全衛 生規則様式第五号)を作成して、これを五年間保存しなければならな いとされている。

(注5)健康診断において、「異常の所見」があった場合の医師からの意見
 聴取義務(労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の
 2)

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された運転者 に関して、健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令 で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならないとされて いる。

また、医師からの意見聴取は、健康診断が行われた日から三月以内 に行うこと、及び聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載するこ とが必要とされている。

⑤ 医師からの意見聴取の際の配慮事項

事業者が医師から運転者の乗務に係る医師の意見を聴取するに当たって は、以下の二点に配慮する必要がある。(37ページ巻末資料1から43ペー ジ巻末資料4)

ア運転者の業務の特殊性の説明

医師が、事業用自動車の安全のために運転者に求められる健康状態や、 業務の特徴を理解していない場合には、運転者の乗務に関して適切に意見 できない可能性がある。

そのため、以下に示す事項を、意見を聴取する前にあらかじめ医師に説 明する事が望ましい。

また、事業者は、その他の必要と思われる情報(運転者の作業環境等) を医師に提供することが重要である。

【事業用自動車の安全のために運転者に求められる健康状態】

常に周囲の状況を判断しながら、自動車を安全に運転する能力を有すること。

また、旅客自動車運送事業者の運転者については、運転のみならず、車 いす利用者の乗降時の対応、緊急時の避難誘導等を行う必要があるため、 これらの業務を実施するために必要な身体的能力を有すること。

【自動車運送事業の業務の特徴】

単独作業であること。
 作業中は原則として、全ての発生する事象に対し一人で判断し処理し
 なければならない。

勤務が不規則であること。

一般的な日勤勤務は少なく、泊まり勤務、早朝勤務又は長時間勤務に より、不規則な生活となりやすい傾向にある。

イ 健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の注意喚起

脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病等については、健康起因事故を引き起 こす可能性がある(1ページ図1参照)ので、事業者は医師に対しこれら の疾病等に特に注意するように依頼する必要がある。

さらに、道路交通法令において運転免許の拒否又は保留の事由と定めら れている疾病等についても、医師が注意するよう依頼することが必要であ る。(29ページ参考資料3)

(2) 二次健康診断及び医師からの意見聴取(推奨)

一次健康診断において、脳血管疾患、心臓疾患に関連する一定の項目につい て異常の所見がある、と診断された運転者に対しては、二次健康診断を受診さ せ、その結果に基づき、医師から、運転者の乗務に係る意見(乗務の可否、乗 務の際の配慮事項等)を聴取することが望ましい。

【参考】

脳血管疾患、心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見が あると診断された運転者に対する二次健康診断については、その受診 費用等に対する給付が認められる。給付の要件及び給付の内容等につ いては、以下 URL を参照されたい。

[二次健康診断等に係る給付の請求手続]

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-1.html

(3) SAS (健康診断では分からない重要な症状の例)の検査等(推奨)

運転者が睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)を有する場合、居眠り 運転等により重大事故を引き起こす可能性が大きくなる。

このため、運転者に医師による問診を受けさせ、疑いのある運転者に SAS の スクリーニング検査を行うことが望ましい。一般的な手順は、簡易の機器を用 いたスクリーニング検査で、精密検査が必要な対象者を振り分け、次に同対象 者を医療機関で PSG 検査(終夜睡眠ポリグラフ検査)により診断が確定される。 治療すべき SAS であることが判明した運転者には、症状に応じた治療を行う

ことが不可欠である。

SAS を治療することは、事業者にとって居眠りなどによる重大事故のリスク を低減できるのみならず、運転者にとっても脳卒中、心筋梗塞などの発病のリ スクを減らし、健全な生活を送ることにつながるという利点がある。 参照:「睡眠時無呼吸症候群(SAS) について」社団法人全日本トラック協会 http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/Sas/sas_taisaku_kentokai201001.pdf

【睡眠時無呼吸症候群とは】

SAS (Sleep Apnea Syndrome) とは、睡眠時無呼吸症候群のことであり、 睡眠中に舌が喉の奥に沈下することにより気道(空気の通り道)が塞がれ、 大きないびきをかき、睡眠中に呼吸が止まったり、止まりかけたりする状態 が断続的に繰り返される病気である。

SAS患者は、睡眠が浅くなると同時に、脳への酸素の供給も悪くなるため、 質の良い睡眠がとれず、日中強い眠気を感じたり居眠りがちになったりして、 集中力に欠けるなどの状況が生じる。

SAS の重症度は、睡眠時の無呼吸及び低呼吸の発生状況により、軽度、中等度、重度に分類される。

重度の SAS 患者は、健常者より交通事故率が高いとの調査結果が多数ある。 参照:http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health001.html

【検査方法】

パルスオキシメータ、フローセンサによるスクリーニング検査

※ パルスオキシメータ 睡眠中に指先につけて動脈血の酸素量をチェ クするセンサ

フローセンサ 睡眠中に鼻と口の先につけて気流状態をチェ ックするセンサ

【治療方法】

中等度から重度 CPAP(シーパップ/経鼻持続陽圧呼吸療法)、耳鼻科的手術 など

軽度

空気の通り道を広げるマウスピースの活用

(SAS は肥満で喉の奥が狭くなって生じることが多いため、生活習慣を改善し、減量に取り組むことも重要である。)

(4)疾病等の場合の医師からの意見聴取(推奨)

運転者が疾病等のため医師の診断・治療を受けた場合には、事業者は運転者 の了解を得た上で、当該医師から、運転者の乗務に係る意見(乗務の可否、乗 務の際の配慮事項等)を聴取することが望ましい。

その方法としては、

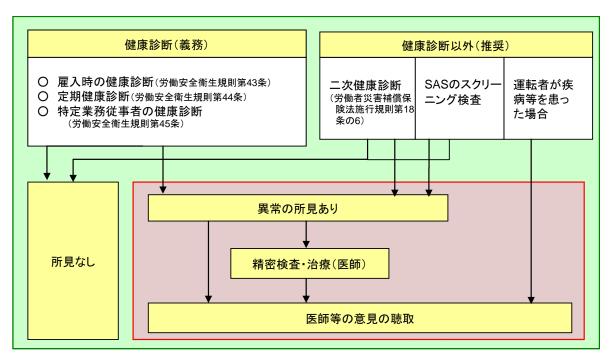
- 運転者が医師から聴いて書きとめた内容を入手する
- ・ 運転者が医師から入手した診断書(有料)を入手する
- ・ 事業者と契約している産業医等の医師が、運転者の診断・治療をした医師

から入手した意見書や診療情報提供書(有料)を入手する

• 運転者が診断を受ける際に運行管理者が同行して聴き取る などがある。(37ページ巻末資料1から43ページ巻末資料4)

また、その際、病名や検査結果等の健康情報を取得した場合には、健康管理 の目的以外に利用したり第三者に提供したりせず、取扱いや保管には十分に配 慮すべきである。また、医学用語等の難しい言葉は、勝手に解釈せずに、医師、 保健師、看護師等に、運転者の乗務において配慮すべき事項をたずねることが 重要である。

〈図3 医師からの意見聴取等の手順〉



【手順2 医師からの意見等を踏まえた対応】

(1) 就業上の措置の決定

事業者は、手順1の医師からの意見等を踏まえ、運転者について、業務転換、 乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定する必要があ る。

(2) 運転者の健康管理

運転者の健康情報の整理

手順1の医師からの意見等に基づき、以下の事項を**乗務員台帳**(旅客)・ **運転者台帳**(貨物)に記録して整理する必要がある。

ア 運転者の健康状態 (疾病等、治療、服薬等)

- イ 点呼時に確認すべき事項(手順3(1)2の確認事項)
- ウ 乗務中に注意すべき事項及び乗務中に健康状態が悪化した場合の対処 方法

なお、健康情報は個人のプライバシーを含むため、その取り扱いに注意す る必要がある。

② 点呼記録簿

点呼記録簿において、健康診断の結果等により異常の所見がある運転者又 は就業上の措置を講じた運転者が一目で見てわかるように運転者氏名の横 に、疾病に応じて決めたマーク(*等)を付与しておくと、点呼を行う運行 管理者が管理しやすい。

運転者の健康管理環境の整備

運転者の服薬の時間、体調のリズム、通院する時間等に配慮して乗務割を 作成するなどにより、運転者が適切に健康管理できる環境を整えるべきであ る。

また、事業者は、運転者が疾病、体調不良等により医師にかかる際には、 運転者に以下のことを指示することが望ましい。

【事業者が医師にかかる運転者に指示する事項】

- 運転者自身が職業ドライバーであることを医師に伝える。
- 〇 処方薬に、運転に支障を及ぼす副作用(眠気などの症状)が出現する 可能性がないか、医師に確認する。
- 〇 運転者の勤務時間が不規則であることを伝え、服薬のタイミング等について、医師から指導を受ける。

(3) 運転者の健康状態の継続的な把握

事業者は、定期の健康診断等により、運転者の健康状態を継続的に把握するとともに、その結果に応じて就業上の措置を見直す必要がある。

2. 乗務前の判断・対処

【手順3】

(1) 乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼(注)において、事業者(運行管理者)は、運転者に対して①及 び②のとおり確認を行って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判 断し、乗務の可否を決定する必要がある。

なお、この際に運転者が体調不良を隠さず、正直に体調が悪いことを報告で きるような雰囲気を常日頃から醸成しておくことが重要である。

(注)点呼(旅客自動車運送事業運輸規則第24号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)

事業者は、点呼時に運転者の健康状態について次のとおり確認するこ とが義務付けられている。

自動車運送事業者は、運行上やむを得ない場合を除き、運転者が乗務 する前に対面による点呼を行うことが義務付けられている。なお、対面 による点呼が実施できない場合には、電話又は業務無線等により、運転 者と直接対話できる方法で点呼を行うことができる。

また、点呼においては、以下のことを自動車運送事業者が行うことが 義務付けられている。

- ア 酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をす ることができないおそれの有無等について確認する。
- イ 運行の安全を確保するために必要な指示を運転者に対して行う。 (運転者の体調が優れない場合は、乗務させない 等)

(1) 乗務前点呼における確認事項

乗務前の点呼において運転者の健康状態を把握するため、運転者に対して 次のとおり基本的事項の確認を行うべきである。

ア 健康状態の確認手順

- 運転者を指定した至近距離(立ち位置を足型等で明示)において、イ に該当するものがないかを確認する。
- 〇 その際、運転者の顔色、声色等運転者自身の様子を併せて確認することにより、運転者の健康状態を確認する。
 - ※ 健康状態が悪いと声に兆候が現れやすいため、必ず運転者に声を出させる。

イ 確認すべき事項の例

- 熱はないか
- 〇 疲れを感じないか

- 気分が悪くないか
- O おなかをこわしていないか
- 眠気を感じないか
- O 怪我などで痛みを我慢していないか
- 運転上悪影響を及ぼす薬を服用していないか
- その他健康状態に関して何か気になることはないか 等
- ※ 疾病のみならず、痛みの伴う怪我が原因で運転者が運転中に注意散漫になる場 合についても、十分に留意する必要がある。

ウ 運転者の特記事項の引継ぎ 運行管理者が各運転者について気付いた特記事項について運行管理 者間で引継ぎを行い、運転者の健康状態の異常を察知しやすくするよう に努める。

- ※ なお、「確認すべき事項の例」については、乗務前点呼にかかわらず、 運転者自身が常に確認しておくことが望ましい(45ページ巻末資料 5)。
- 疾病等を治療中の運転者に対する確認事項

疾病等の治療中の運転者については、乗務前点呼において、①の基本的な 確認事項に加え、乗務員台帳又は運転者台帳(手順2(2)①参照)を参照 しつつ、下記事項を確認するべきである。

【運転者に確認すべき事項の例】

- ア 運転者の健康管理状況に関して、確認すべき事項の例
 - 疾病を治療するために定期的に通院しているか
 - 医師に処方された薬をしっかり飲んでいるか
 - 医師に指示された事項を守っているか 等
- イ 運転者の疾病等に応じて、確認すべき事項の例

く高血圧症>

- O めまいはないか
- 〇 頭が重い、あるいは痛くないか
- 動悸がしないか
- 脈が乱れることがないか

く心血管系疾患>

- 〇 動悸がしないか
- 脈が乱れたり、極端におそくなることがないか
- O 息切れはしないか

- O めまいはないか
- O 気分はどうか
- 胸痛はないか

<糖尿病>

- のどが異常にかわくことがないか
- O だるさ、疲れがひどくなっていないか
- 〇 目だって痩せてきていないか
- 頻尿・多尿ではないか
- 冷や汗が出る感じがないか(低血糖のおそれあり)
- めまいがしたり、著しい倦怠感があることはないか
- O 気分はどうか
- 動悸がしないか
- 脈が乱れたり、極端におそくなることがないか
- O 息切れはしないか
- 頭が重い、あるいは痛くないか
- 胸痛はないか

「* 糖尿病である場合、高血圧症や心血管系疾患を併発するおそれがあるため、 高血圧症や心血管系疾患で見られる症状である*の項目についても併せて確 認する必要がある。

※ これらは、乗務前点呼にかかわらず、運転者自身が常に確認しておく ことが望ましい(47ページ巻末資料6)。

(2) 点呼の結果、運転者が乗務できない場合の対処

代わりの運転者の手配方法等の明確化

乗務前点呼の結果、運転者が乗務できなくなる場合に備えて代替措置(代わりの運転者の手配、下請けの活用等)をあらかじめ定めておくことが安全 上極めて重要である。

これらの代替措置がないと、運転者が業務上安全に乗務できる健康状態で ないにもかかわらず、業務上の配慮から無理な乗務を強いられる可能性が考 えられる。

【代替措置の例】

疾病等により運転できない運転者の後に運行する予定の運転者を運行管理 者の指示で順次前倒しして配置を行い、その間に代わりとなる運転者を探すこ とにする。

② 乗務できなかった運転者への対処

運転者の健康状態が回復した場合でも、通常どおりの業務を行うには危険 が伴う可能性があることから、事業者は、運転者に医師の診断を受けさせ、 運転者の健康状態についての医師からの意見により、今後の乗務を検討する 必要がある。

3. 乗務中の注意・対処

【手順4】

運転者が乗務を開始した後に体調が悪化して運行に悪影響を及ぼす場合も考 えられる。このような場合には、運転者は運行管理者へ速やかに連絡をとってそ の指示を仰ぐべきであることを、事業者は、常日頃から運転者に徹底しておく必 要がある。

具体的には、「運転中に体調が悪くなる兆候を感じた場合や、実際に体調が悪くなった場合には、無理に運転せず、車両を停車させ、すぐに運行管理者に無線などで報告する。」ことを運転者に徹底しておくべきである。

また、緊急時に対応すべきこと及びその際の連絡体制を簡潔にまとめたマニュ アルを作成しておくことが望ましい。

4. 健康管理ノート作成のすすめ

運転者が良好な健康状態を維持するためには、事業者の健康管理体制のみなら ず、運転者自身による健康管理が必要不可欠である。

そのため、運転者の健康管理の支援ツールとして、いわゆる「健康管理ノート」 を活用することが有効である。

健康管理ノートには、例えば次のような内容を盛り込むことが望ましい。

- 生活習慣の改善の重要性
 運転に支障を及ぼすおそれのある疾病に係る基礎知識
 定期健康診断の活用方法
 運転者が事業者に対して報告すべき事項
 運転中に身体の異常を感じた場合の処置
 運転者自身の健康状態の記入欄

 健康診断結果
 就業上配慮すべき事項
 - ・医師のコメント等

参考

社団法人東京バス協会 「健康管理ハンドブック」(平成17年7月作成)

5. よくある質問とそれに対する回答

- Q1. 健康診断を実施する際に注意すべき事項はありますか?
- A1.健康診断を実施する際には、以下の3点について注意すればよいでしょう。
 - ① 健康診断における法令で定められている検査項目

法令で定められている健康診断は「雇入時の健康診断」、「定期健康診断」、 「特定業務従事者の健康診断」があります。

法令で定められた検査項目については、必ず検査を行って下さい。「既往 歴及び業務歴の調査」並びに「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」につい ても確実に行うようにして下さい。

49 ページ巻末資料 7 に検査項目をまとめたので、法令で定められた検査 項目に基づき健康診断を実施しているか確認してみて下さい。

健康診断を受診させる対象範囲

以下の要件を満たす「常時使用する短時間労働者」についても、健康診断 を受診させなければなりません(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関す る法律の一部を改正する法律の施行について」より一部抜粋。 http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/d1/tp0605-1a.pdf)。

ア期間の定めのない労働契約により使用される者であること。
イ その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の 3以上であること。

③ 深夜業に常時従事する従業員に対する健康診断の実施回数

深夜業に常時従事する労働者に対し6ヶ月以内毎に1回以上法令で定めら れた健康診断を実施しなければならないことに注意が必要です(労働安全衛 生規則第45条 参照)。

詳しくは、49ページ巻末資料7をご覧下さい。

- Q2.健康診断を受診するように指示しても受診しない運転者がいて困っています。 どうしたらよいですか。
- A2.まず、健康診断を受診することは労働者としての義務である(労働安全衛生 法第66条第5項)こと及び事業者が指定した医師が行う健康診断を受けるこ

とを希望しない場合には、他の医師の行う健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出すれば、事業者の行う健康診断を受けないことができる ことを健康診断を受診しない運転者に伝えるのがよいでしょう。

次に、健康管理の重要性を健康診断を受診しない運転者に理解してもらいま しょう。本マニュアルに「運転者の健康管理に係るマニュアル(運転者手元利 用版)」を添付したので活用してみてください。

なお、指導及び監督の指針では、「健康管理の重要性」を指導するように定 められていますので、どのようなことを指導すればよいのか確認してみてくだ さい。

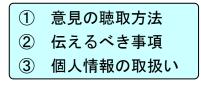
- Q3.「就業上の措置」とは何ですか?
- A3. 就業上の措置とは、以下のような意味です。 就業上の措置・・・医師が判断した診断区分及び就業区分に基づき異常の所 見が見られる運転者について事業者が配慮すべき事項

	/=/	
区分	内容	就業上の措置の内容
通常勤務	通常の勤務で	
迪 吊	よいもの	
		勤務による負荷を軽減するため、労働
	勤務に制限を	時間の短縮、出張の制限、時間外労働の
就業制限	加える必要のあ	制限、労働負荷の制限、作業の転換、就
	るもの	業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼
		間勤務への転換等の措置を講じる。
要休養	勤務を休む必	療養のため、休暇、休職等により一定
	要のあるもの	期間勤務させない措置を講じる。

(「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」 参照)

Q4. 医師から意見を聴取する際に注意すべき事項はありますか?

A4. 医師から意見を聴取する際には、



の3つについて留意することが重要です。詳しくは、5ページから9ページを

ご覧下さい。

- Q5. 運転者の健康診断結果等を整理するためには、具体的には何をすればよいで すか?
- A5. 法令では、乗務員台帳(旅客)・運転者台帳(貨物)に健康状態を記録する ように定められています。

具体的には、健康診断結果や、医師からの意見等について記載するのがよい でしょう。

また、就業上の措置において配慮が必要な運転者については、点呼記録簿に *をつけるなどして、運行管理者が一目で見てわかるようにしておくのがよい でしょう。

詳しくは、10ページをご覧下さい。

- **Q6**. 地域産業保健センター事業とは何ですか?
- A6.地域産業保健センター事業とは、産業医の選任義務のない事業場(労働者数 50人未満の事業場)の事業者や労働者を対象として、健康相談等の保健サー ビスを無料で提供している事業です。

産業医の選任義務がない事業者では、労働安全衛生法で定められた定期健康 診断の結果において異常の所見がある運転者に関して意見を聴取するための 医師の紹介を地域産業保健センターに行ってもらうこと等ができます。

詳しくは、4ページをご覧下さい。

- Q7. 二次健康診断とは何ですか?
- A7.「二次健康診断」は、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な項目に ついて行う検査です。

また、「二次健康診断等給付制度」があり、業務起因性にかかわらず、一定 以上の要件を満たすと、二次健康診断にかかる費用が給付されます。

詳しくは、6ページをご覧下さい。

- Q8. SAS スクリーニング検査は何故行う必要があるのですか?
- **A 8**. 運転者が SAS の場合、質の良い睡眠がとれず、日中強い眠気を感じたり居眠 りがちになるため、重大な事故につながる危険性があります。

そのため、運転者が SAS であるかどうか診断するための SAS スクリーニング 検査が重要となります。

詳しくは、7ページ全日本トラック協会などのホームページをご覧下さい。 http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/Sas/sas.html

- **Q9**. 点呼において運転者の健康状態を確認する際に注意すべき事項はありますか?
- A9. 運転者の健康状態を点呼で確認するためには、以下の3点を確実に行うこと が重要です。

① 運転者の立ち位置を至近距離に明示する。
 ② 必ず運転者の顔を見ながら行い、運転者に声を出させる。
 ③ 疾病等を治療中の運転者については特別事項に該当するかを聴取する。

詳しくは、12ページから14ページをご覧下さい。

【参考資料】

参考資料 1	近年発生している運転者の健康状態に起因する事故
参考資料 2	健康起因事故事例
参考資料 3	運転者に求められる健康状態及び適性試験合格基準 (道路交通法関係法令抜粋)
参考資料 4	自動車運送事業者における健康管理に係る関係法令

参考資料1 近年発生している運転者の健康状態に起因する事故

近年発生している運転者の健康状態に起因する事故

「自動車事故報告規則」に基づき、自動車運送事業者から国土交通省に平成 19 年中に報告された健康起因の事故は 97 件あった。報告数を業態別に見ると、バス 32 件(33%、うち、乗合バス 25 件、高速乗合バス 5 件、貸切バス 2 件)、ハイタ ク 35 件(36%)、トラック 30 件(31%)であった(表 1)。

	件数	比率 (%)	
乗合バス	25	25.8	
乗合バス (高速)	5	5.2	
貸切バス	2	2.1	
ハイヤー・タクシー	35	36.1	
トラック	30	30.9	
合計	97	100.0	

表1 業態毎の健康起因事故の報告件数(平成19年)

運転者の年齢は、20代2人、30代9人、40代27人、50代39人、60代19人、 70代以上1人であった。

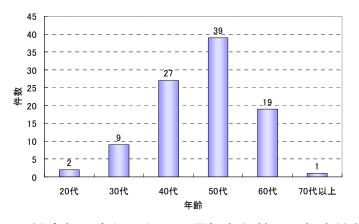


図1 健康起因事故における運転者年齢別の報告件数

事故に関係していた疾病は、心臓疾患・血管系疾患 32 人、脳血管系疾患 30 人、 以下、その他疾患 21 人、消化器系疾患 8 人、糖尿病 3 人、呼吸器系疾患 2 人、睡 眠障害 1 人であった。

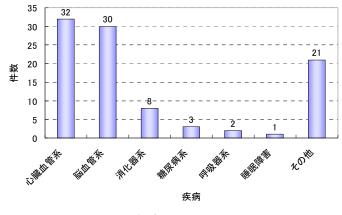


図2 疾病毎の報告件数

以上の健康起因事故の分析結果等により、運転に影響がある症状と原因となる疾病の模式図を作成した結果が2ページの<健康起因事故のメカニズム>である。

以上のことから、事業者においては、こうした疾病への罹患・悪化が放置された 状態や、発症の引き金となる高血圧の悪化が放置された状態は安全運転の継続にと ってハイリスクであることを認識しなければならない。

参考資料2 健康起因事故事例

<健康起因事故事例一覧>	>
--------------	---

事故事例	事故日	業態	年齢層	原因(病名)	誘発要因	状態	事故概要
1	H19.02 6:40	トラック	40代	虚血性心疾患	狭心症で治療中、肝機能	死亡	配送トラックの荷台上で倒れているところを顧客 社員が発見したが、発見時には既に死亡してい た。運転者は心疾患の投薬治療中であった。
2	H19.08 11:05	トラック	40代	虚血性心疾患	高脂血症	死亡	朝に配送先で荷卸しを行い、荷積みに向かう途 中に運転者との連絡が取れなくなり警察に捜索 願を出した。同日昼前に、エンジンがかかったま まのトラック内で死亡した運転者が発見された。
3	H19.02 10:00	トラック	50代	急性心不全	健康診断を実施しておらず不明	死亡	配送先で荷卸しを行い、次の配送先に向かうま での休憩中に急性心不全により死亡した。近く の住人がエンジンをかけたまま長時間停止して いたトラックを不審に思い、警察に連絡した。か けつけた警察官によって死亡した運転者が発見 された。
4	H19.07 18:15	タクシー	50代	心筋梗塞	高脂血症、肥満、心電図所見	不明	交差点を左折する際に一時停止し、歩行者の通 過待ちしているところで発作が起こった。タクシー は車道と歩道の区切りにあった石柱に衝突して 停車した。
5	H19.04 9:50	トラック	50代	脳出血	高血圧	重傷	交差点手前左折車線に当該トラックが停車して いるとの連絡が営業所にあった。携帯電話で連 絡をしたが、連絡を取れないため、現地に出向 いたところ、運転席でうずくまっている運転者を 確認したため、救急車の手配を要請した。
6	H19.04 18:55	乗合バス	40代	糖尿病(低血糖) 健康起因事故の一	糖尿病	異常なし	バス停留所で運転者の様子がおかしいと乗客から連絡があった。その後、後続バスの運転者が 救急車の手配を要請した。インシュリン注射のタ イミングが悪かったことが原因と考えられる。

※ 平成19年に国土交通省に届けられた健康起因事故の一部を抜粋

運転者に求められる健康状態及び適性試験合格基準

(道路交通法関係法令抜粋)

【運転者に求められる健康状態】

く道路交通法>

(過労運転等の禁止)

第66条 何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理 由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

(免許の拒否等)

第90条ただし書き

ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

- ー 次に掲げる病気にかかつている者
 - イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの
 - ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの
 - ハ イ又は口に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある 病気として政令で定めるもの
- 一の二 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症(第103条)
 第1項第1号の2において単に「認知症」という。)である者
- ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(免許の取消し、停止等)

- 第 103 条 免許(仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し又は6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第5号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。
- 一次に掲げる病気にかかつている者であることが判明したとき。
 - イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの
 - ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある 病気として政令で定めるもの
- 一の二 認知症であることが判明したとき。
- 二 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。
- 三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

<道路交通法施行令>

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

- 第33条の2の3 法第90条第1項第1号イの政令で定める精神病は、統合失調症(自動 車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこと となるおそれがある症状を呈しないものを除く。)とする。
- 2 法第90条第1項第1号ロの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。
 - てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動
 障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
 - 二 再発性の失神(脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であつて、発 作が再発するおそれがあるものをいう。)
- 三 無自覚性の低血糖症(人為的に血糖を調節することができるものを除く。)
- 3 法第90条第1項第1号 ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。
 - そううつ病(そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、
 判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)
 - 二 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
 - 三前2号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は 操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)

- 第38条の2 法第103条第1項第1号 イの政令で定める精神病は、第33条の2の3第1 項に規定するものとする。
- 2 法第103条第1項第1号 ロの政令で定める病気は、第33条の2の3第2項各号に掲 げるものとする。
- 3 法第 103 条第 1 項第 1 号 ハの政令で定める病気は、第 33 条の 2 の 3 第 3 項各号に掲 げるものとする。

【適性試験合格基準】

<道路交通法施行規則>

(適性試験)

第23条 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験(以下「適性試験」という。) は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表 の下欄に定めるとおりとする。

科目	合格基準
視力	(1) 大型免許、中型免許、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)、中
	型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、牽引免許及び第2種運転免許(以
	下「第2種免許」という。)に係る適性試験にあつては、視力(万国式試視力表
	により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で 0.8 以上、かつ、
	一眼でそれぞれ 0.5 以上であること。
	(2) 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。)に係る適
	性試験にあつては、視力が両眼で 0.5 以上であること又は一眼が見えない者につ
	いては、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。
	(3) 前2号の免許以外の免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上、
	かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること又は一眼の視力が0.3に満たない者若
	しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が
	0.7以上であること。
色彩識別能力	赤色、青色及び黄色の識別ができること。
深視力	大型免許、中型免許、大型仮免許、中型仮免許、牽引免許及び第2種免許に係
	る適性試験にあつては、三桿法の奥行知覚検査器により2.5メートルの距離で3
	回検査し、その平均誤差が2センチメートル以下であること。
聴力	(1) 両耳の聴力(第1種運転免許(以下「第1種免許」という。)及び仮免許に係
	る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。) が 10 メートルの距
	離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。
	(2) (1)に定めるもののほか、普通免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」
	という。)に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が10メートルの距離で、90
	デシベルの警音器の音が聞こえるものではないが、法第 91 条の規定により、
	運転することができる自動車等の種類を専ら人を運搬する構造の普通自動車
	に限定し、かつ、当該普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反
	対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方か
	ら進行してくる自動車等を確認することができることとなる後写鏡(以下「特
	定後写鏡」という。)を車室内において使用すべきこととする条件を付すこと
	により、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められ
運動能力	(1) 令第 38 条の 2 (4) 一又は二に掲げる身体の障害がないこと。
	(2) (1)に定めるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいず
	れかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第 91 条の
	規定による条件を付すことにより、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそ
	れがないと認められること。

参考資料4 自動車運送事業者における健康管理に係る関係法令

く自動車運送事業者における健康管理に係る関係法令>

表の目方

表中の算用数字は「条」、括弧内の算用数字は「項」、漢数字は「号」を示している。 例:<旅客自動車運送事業運輸規則>乗務員台帳及び乗務員証(37(1)七)

旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項第7号 乗務員台帳及び乗務員証 道路運送法又は貨物自動車運送事業法等関係法令 労働安全衛生法関係法令 法令名 道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を諸 様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全をする等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を 目的 確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発 確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること 達を図り、もつて公共の福祉を増進すること 所管 国十交诵省 厚生労働省 <労働安全衛生法>)産業医等(13、13の2))健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(66の4))健康診断実施後の措置(66の5) 産業医又は提携医療機関等との連携における健康管理 <関連する指針等>)健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(安衛法66の5に関する指針) ・2(1)健康診断の実施 ・2(3)健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取 ○診療情報の提供等に関する指針 〈旅客自動車運送事業運輸規則> <労働安全衛生法> 定)保健指導等(66の7))過労防止等(21(5)) 崩 ・乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助を)面接指導等(66の8) 健 ることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと)事業者の講ずる措置(71の2))乗務員台帳及び乗務員証(37(1)七) 康 診 <関連する指針等> ・運転者の健康状態)健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(安衛法66の5に関する指針) 事業者における健康管理 断結 <貨物自動車運送事業輸送安全規則> ・2(4)就業上の措置の決定等)事業場における労働者の健康保持増進のための指針 果等)過労運転の防止(3(6)) ・乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助を E ことができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない 基)運転者台帳(9の4(1)七) ゔ 運転者の健康状態 く関連する指針等> 健)健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(安衛法66の5に関する指針) 康 ・2(2)二次健康診断の受診勧奨等 運転者の健康管理を行う際の推奨事項 管 垣 <労働者災害補償保険法> 2次健康診断等給付(26) <労働安全衛生法>)健康診断(66) 健康診断の実施義務(66(1)) 特定業務従事者に対する健康診断の実施義務(66(1)) 健康診断の受診義務(66(5)) その他(健康診断の受診) <労働安全衛生規則>)雇入時の健康診断(43))定期健康診断(44) 特定業務従事者の健康診断(45) <旅客自動車運送事業運輸規則> <労働安全衛生法>)健康診断実施後の措置(66の5))点呼等(24(1)二 ・点呼等による疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無の 確認)運転者(50(1)三) 点 ・疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を 呼に 乗務前点呼における運転者の健康状態に関する基本的な確認事項 旅客自動車運送事業者に申し出ること 疾病等を治療中の運転者に対して聴取すべき特別事項 おけ <貨物自動車運送事業輸送安全規則>)点呼等(7(1)一) る ・点呼等による疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無の 乗 確認 務)運転者(17(1)一) に <旅客自動車運送事業運輸規則> 係) 運行管理者の業務(48(1) 四) る ・乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をできないおそ 判 ιのある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと 断 乗務前点呼において運転者の健康状態が運転に支障を及ぼすおそれがあることが 発賞した場合の対処方法 <貨物自動車運送事業輸送安全規則> 運行管理者の業務(20(1)四) ・乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をできないおそ のある乗務員を事業用自動車に乗務させないこ (指導監督指針> <労働安全衛生法> 健)健康管理の重要性(旅客2(10)、貨物2(11)))健康教育等(69) ト康 すすすめの_-ののノ-健康管理に関する教育

【巻末資料】

巻末資料 1	運転者の健康管理支援に関する情報提供依頼書の様式
巻末資料 2	運転者の運転業務に関する情報提供書の様式
巻末資料 3	運転者の運転業務に関する意見書(産業医向け)の様式
巻末資料 4	面談記録票
巻末資料 5	乗務前の健康状態確認事項(一般事項)
巻末資料 6	乗務前の健康状態確認事項(特別事項)
│ │ 巻末資料 7	健康診断の法定検査項目
│ │ 巻末資料 8	事業者、運行管理者及び運転者別実施事項

年 月 日

弊社運転者の健康管理支援に関する情報提供依頼書

- 0000病院
- O O O O 先生

(企業名)		0000株式会社
(住所)		
(電話番号)		
(産業医名)	産業医	ЕD

下記1の弊社運転者の健康管理支援に際し、下記2の情報提供依頼事項について別紙の「事業用自動 車の安全にために運転者に求められる健康状態」及び「自動車運送事業の業務の特徴」等についてご理 解の上、任意書式の文書により情報提供及びご意見をいただければと存じます。

なお、いただいた情報は、本人の健康管理を支援するのみに使用され、プライバシーには十分配慮し ながら産業医が責任を持って管理いたします。

何卒ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1 従業員

氏	名	0	0	0	0		(男・女)
生年月	日		年		月	日	

- 2 情報提供依頼事項
- (1)治療経過
- (2)現在の状態(業務に影響を与える症状(眠気など)及び薬の副作用の可能性なども含めて)
- (3) 就業上の配慮に関するご意見

(本人記入)

私は本情報提供依頼書に関する説明を受け、情報提供文書の作成並びに産業医への提出について同意 します。

年 月 日 氏名	ED
----------	----

【事業用自動車の安全のために運転者に求められる健康状態】

自分自身の健康管理に十分注意し、安全に運転等の業務を実施できる 健康状態であること、すなわち、自動車運転中は自動車の安全な運転に 支障を及ぼすおそれがなく、常に周囲の状況を判断しながら運転できる 等の能力を有すること。

また、旅客自動車運送事業者の運転者については、車いす利用者の乗 降時の対応、緊急時における乗客の避難誘導を行う必要があるため、よ り健康状態が健全であること。

【自動車運送事業の業務の特徴】

ア 単独作業であること。

作業中は原則として、全ての発生する事象に対し一人で判断し処理 しなければならない。

イ勤務が不規則であること。

ー般的な日勤勤務は少なく、泊まり勤務、早朝勤務又は長時間勤務 により、不規則な生活となりやすい傾向にある。

<運転者の健康状態の確認>

【点呼】

旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条

貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条

自動車運送事業者においては、運行上やむを得ない場合を除き、<u>運転</u> <u>者が乗務する前に対面による点呼を行うことが義務付けられている。</u>な お、対面による点呼が実施できない場合には、電話又は業務無線等によ り、運転者と直接対話できる方法で点呼を行うことができる。

また、点呼においては、以下のことを自動車運送事業者が行うことが 義務付けられている。

- ア <u>酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をする</u> ことができないおそれの有無等について確認する。
- イ 運行の安全を確保するために必要な指示を運転者に対して行う。(運転 者の体調が優れない場合は、乗務させない 等)

巻末資料2 運転者の運転業務に関する情報提供書の様式

年 月 日

運転者の運転業務に関する情報提供書

- O O O O 先生

- (企業名)(住所)(電話番号)
- (産業医名) 産業医 印

日頃より弊社の健康管理活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

弊社の下記運転者の運転業務においては、下記の内容の就業上の配慮を図りながら支援をしていきた いと考えております。

今後ともご指導の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

性 別 氏 名 男・女 (生年月日 年 日 年齢 歳) 月 治療経過 現在の状態 ・点呼時において確認すべき事項 運転業務時間短縮(時間以内) 就業上の配慮の ・配置転換・異動 内容 その他: ・今後の見通し: 連絡事項

記

注1:この情報提供書は労働者本人を通じて直接主治医へ提出すること。

注2:診断書の提供を受ける場合、診断料がかかることに注意が必要である。

年 月 日

人事労務責任者 殿

運転者の運転業務に関する意見書 (産業医向け)

(事業場)	
-------	--

							産業的	医			ΕD
事		所		従業	員番号	氏	; 名		男	年	齢
業 所		属							・ 女		歳
РЛ		周									尿
			運転業務の	可吢		可	条件付可		不可		
			意見								
调杆子	の運転業務										
遅虹石											
			・点呼時に	おいて	確認すべ	き事項					
					Π μ μο. γ	C I X					
			・運転業務	時間短	縮(時間以内)					
	の配慮の内		・配置転換	・異動	l						
	務可または	条件									
付可の場	诗 合)		 その他: 								
			・今後の見	·∐ →							
	i接実施日		年		月日						

運転者の運転業務に関する面談記録票

	記録作成日 年 月 日 記載者()
事 業 場	所属 従業員番号 氏 名 馬 男・女 年齢 歳	λ.
面談日時 : 出席者:運行管理: 衛生管理:)
これまでの経過のま とめ	ŧ	
主治医による意見	医療機関名: 主治医: 連絡先: 治療状況等 ・ 就業上の配慮についての意見	
現状の評価問題点	 ・本人の状況 ・職場環境等 ・その他 	
運転者が運転業務を 行うための検討事項	 ・ 運行管理者による点呼時における就業上の配慮 ・ 人事労務管理上の対応事項 ・ 産業医意見 	
1.772007次印计书名	 フォローアップ その他 	
運転業務の可否	可・不可(理由:)
次回面談予定	年月日時面談予定者:	

< 乗務前点呼において運転者の健康状態について確認すべき事項>

(一般事項)

【点呼者による運転者の健康状態の確認の手順】

- 〇 運転者を指定した至近距離(立ち位置を明示)において、以下の確認事 項を確認する。
- 〇 上記の確認の際に、運転者の顔色、声色等運転者自身の雰囲気を併せて 確認することにより、運転者の健康状態を確認する。

確	認	事	項
	H.O.		~ ~ ~

- (1)熱はないか。
- (2)疲れを感じないか。
- (3)気分が悪くないか。
- (4) おなかをこわしていないか。
- (5)眠気を感じないか。
- (6) 怪我などで痛みを我慢していないか。
- (7)運転に悪影響を及ぼす薬を服用していないか。

(8) その他健康状態に関して何か気になることはないか。

乗務前点呼にかかわらず、運転者自身が常に確認しておくことが望ましい。

< 乗務前点呼において運転者の健康状態について確認すべき事項>

項目	確認事項
	(1)めまいはないか。
	(2)頭が重い、あるいは痛くないか。
1. 高血圧症	(3)動悸がしないか。
	(4)脈が乱れることがないか。
	(1)動悸がしないか。
	(2)脈が乱れたり、極端におそくなることは
	(と) 派が記れたり、極端にあてくなることはないか。
2. 心血管性疾患	(3)息切れはしないか。
2.心血百仁次心	(4) めまいはないか。
	(5)気分はどうか。
	(6) 胸痛はないか。
	(1)のどが異常にかわくことがないか。
	(2)だるさ、疲れがひどくなっていないか。
	(3)目だって痩せてきていない。
	(4)頻尿・多尿ではないか。
	(5)冷や汗が出る感じがないか。
	(低血糖のおそれあり)
3. 糖尿病	(6)めまいがしたり、著しい倦怠感があること
	はないか。
	(7)気分はどうか。
	(8)動悸がしないか。
	糖尿病である場合、高血圧症や心血管系疾患を併発するおそれ
	があるため、高血圧症や心血管系疾患の項目についても併せて確
	認する必要がある。
(その他の疾病につ	
いては適宜追加)	

疾病等を治療中の運転者に対して確認すべき特別事項

乗務前点呼にかかわらず、運転者自身が常に確認しておくことが望ましい。

健康診断の法定検査項目(労働安全衛生規則 抜粋)

(雇入時の健康診断)

- 第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者 に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。た だし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場 合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、 当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
 - 既往歴及び業務歴の調査
 - ニ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る 聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。)の検査
 - 四 胸部エックス線検査
 - 五血圧の測定
 - 六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第一項第六号において「貧血検査」 という。)
 - 七 血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血 清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ—グ ルタミルトランスペプチダーゼ(γ—GTP)の検査(次条第一項第七号 において「肝機能検査」という。)
 - 八 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。)
 - 九 血糖検査
 - + 尿中の糖及び蛋白の有無の検査(次条第一項第十号において「尿検査」 という。)
 - 十一 心電図検査

(定期健康診断)

- 第四十四条 事業者は、常時使用する労働者(第四十五条第一項に規定する労働者を除く。)に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
 - 一 既往歴及び業務歴の調査
 - ニ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - 三身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
 - 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査

- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査
- 2 前項の健康診断であつて次の各号に掲げるものの項目は、同項各号(第四号を除く。)に掲げる項目とする。
 - 一満十六歳に達する日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日まで をいう。以下この項及び第四十四条の二において同じ。)に前条又は前項の 規定により行われた健康診断の際要観察者(胸部エックス線検査によつて 結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者及び担当の医師が結 核の発病のおそれがあると認めた者をいう。次号において同じ。)とされな かつた者に対してその者が満十七歳に達する日の属する年度及び満十八歳 に達する日の属する年度に当該健康診断を行つた事業者が行う健康診断
 - 二 満十七歳に達する日の属する年度に前条の規定により行われた健康診断の際要観察者とされなかつた者に対してその者が満十八歳に達する日の属する年度に当該健康診断を行つた事業者が行う健康診断
- 3 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目 については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認め るときは、省略することができる。
- 4 第一項の健康診断は、前条、第四十五条の二又は法第六十六条第二項前段の健康診断を受けた者(前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。) については、当該健康診断の実施の日から一年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。
- 5 第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、四十五歳未満の者(三 十五歳及び四十歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師 が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検 査をもつて代えることができる。

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 事業者は、第十三条第一項第二号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、 第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなけ ればならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内 ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。

- 2 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。
- 3 第四十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第四項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の健康診断(定期のものに限る。)の項目のうち第四十四条第一項第 三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、前回の健康診断において当該項 目について健康診断を受けた者又は四十五歳未満の者(三十五歳及び四十歳 の者を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、医師が適当と認める 聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代え ることができる。

巻末資料8 事業者、運行管理者及び運転者別実施事項

実施事項		事業者	 運行管理者	運転者		
大項目	小項目	1 尹未伯	理们管理有	建粒白		
定期健康診断結果 等に基づく健康管理	産業医又は提携医療 機関等との連携	 ○一次健康診断の実施 ○産業医等からの診断区分、就業区分に係る意見聴取 ○治療中の運転者、復職した運転者に対するかかりつけ医からの意見聴取 		<全運転者> ○一次健康診断の受診 <治療中の運転者、復職した運転者> ○かかりつけ医からの意見聴取		
	事業者における健康 管理	○運転者の健康診断結果等の管理	○乗務員(運転者)台帳における健康 状態の記載 ○健康管理に関する指導・監督			
	運転者の健康管理を 行う際の推奨事項	<全事業者> ○SASスクリーニング検査実施 ○重度のSASの疑いのある運転者に対するSAS治療の推奨 ○一定の異常の所見がある運転者に対する二次健康診断の推奨 <産業医の選任義務のない事業者> ○地域産業保健センターとの連携		<全運転者> ○SASスクリーニング検査受診 <重度のSASの疑いがある運転者> ○SAS治療の受診 <一定の異常の所見がある運転者> ○二次健康診断の受診		
	乗務前点呼における 運転者の健康状態に 関する基本的な確認 事項		 ○運転者の健康状態の確認手順の明確化 ○点呼における運転者に対する健康状態の確認 ○運転者の特記事項の引継ぎ 			
	疾病等を治療中の運 転者に対して聴取す べき特別事項		○就業上の措置が必要であると判断した運転者への聴取事項の明確化 ○点呼における運転者に対する健康状態の確認(特別事項)	○運転者自身の健康状態の確認 ○体調不良時における運行管理者への自己申告		
	乗務前点呼において 運転者の健康状態が 運転に支障を来たす おそれがあることが発 覚した場合の対処方 法		 ○代わりとなる運転者の手配 ○運転に支障を来たすおそれがあることが発覚した運転者の翌日以降の乗務の検討 	○体調を治すための休養 ○かかりつけ医への相談		
	乗務開始後に健康状 態の悪化を生じた場 合の対処方法		○対処方法の明確化○運転者に対する対処方法の指示	○運行管理者への連絡 ○運行管理者から受けた指示の遵守		

おわりに

運転者の健康状態に起因する事故は、運転者の業務における運転者の健康状態の影響についての関係者の理解が不足し、運転者の健康管理が適切に行われていないことにより生じている可能性がある。

この観点から、今後、自動車運送事業者並びにこれに属する運行管理者及び 運転者が、事業用自動車の安全対策に取り組む中で、本マニュアルを活用する ことにより、運転者の業務における運転者の健康状態の影響を十分に理解した 上で、運転者の健康起因事故を防止するための取組を適切に行っていくことを 願うものである。

他方、医師の医療関係者においても、運転者の業務における運転者の健康状態の影響について、本マニュアルを活用することにより理解したうえで、運送 事業者から運転者の健康状態に関して意見を求められた場合に、適切に対応で きるようにすることを願うものである。また、運転者の業務に影響を及ぼす疾病に関しての情報を充実させる観点から、更なる調査・研究等の実施が望まれ る。

さらに、中小規模の自動車運送事業者であっても、本マニュアルを活用でき るよう、業界団体などが率先して、これら自動車運送事業者と医師の両者の取 り組みが有機的に連携するための仕組みを地域ごとに構築するための検討が行 われることを願うものである。